



長野県報

7月29日(月)
令和元年
(2019年)
第25号

目次

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課） 1

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課） 2

公共測量の実施（建設政策課） 2

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課） 2

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課） 3

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（3件）（砂防課） 3

公告

長野県飯田創造館の指定管理者の候補者の募集（文化政策課） 4

国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課） 5

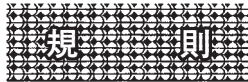
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課） 5

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） 5

令和2年度長野県立高等学校実習助手採用選考の実施（高校教育課） 5

警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課） 6

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課） 7



長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年 7 月 29 日

長野県公安委員会委員長 山 浦 悦 子

長野県公安委員会規則第2号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3の一般国道117号の項を次のように改める。

一般国道117号	県道三才大豆島中御所線との交差点から一般国道18号との交差点（長野市青木島町大字大塚字久新河原1042番の1地先）まで
	一般国道18号との交差点（長野市豊野町蟹沢97番1地先）から県道中野豊野線との交差点まで
	県道飯山妙高高原線との交差点から一般国道403号との交差点まで

別表第3の県道松本空港塩尻北インター線の項を次のように改める。

県道松本空港塩尻北インター線	松本市大字空港東9010番1地先から県道松本平広域公園線との交差点まで
	県道松本空港線との交差点（松本市大字笹賀巾下8860番の3地先）から一般国道19号との交差点（塩尻市大字広丘吉田1138番の1地先）まで

別表第3の県道大町明科線の項中「北安曇郡池田町大字池田4226番の1地先」を「一般国道147号との交差点」に改め、同表の県道丸子東部インター線の項中「一般国道18号との交差点」を「高速自動車国道関越自動車道上越線東部湯の丸インターチェンジ」に改め、同表の県道坂城インター線の項の次に次のように加える。

県道飯山妙高高原線	高速自動車国道関越自動車道上越線豊田飯山インターチェンジから一般国道117号との交差点まで
県道飯山斑尾新井線	一般国道117号との交差点から飯山市道1-241号との交差点まで

別表第3の県道上室賀坂城停車場線の項の次に次のように加える。

県道東部望月線	東御市加沢485番1地先から東御市道田中211号線との交差点まで
---------	----------------------------------

別表第3の県道南原広丘停車場線の項の次に次のように加える。

県道新田松本線	松本市道7747号線との交差点から松本市道7094号線との交差点まで
---------	------------------------------------

別表第3の県道松本空港線の項の次に次のように加える。

県道有明大町線	大町市大町3825番1地先から一般国道147号との交差点まで
---------	--------------------------------

別表第3の塩尻市道野村通線の項の次に次のように加える。

東御市道工場団地1号線	一般国道18号との交差点から県道東部望月線との交差点まで
東御市道加沢・グランド線	東御市道田中281号線との交差点から東御市道田中278号線との交差点まで
東御市道田中278号線	東御市道加沢・グランド線との交差点から東御市道田中280号線との交差点まで
東御市道田中281号線	県道東部望月線との交差点から東御市道加沢・グランド線との交差点まで

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年7月31日から施行する。
(経過措置)

- この規則の施行の日前に一般国道117号（県道飯山妙高高原線との交差点から一般国道403号との交差点までの区間に限る。）、県道松本空港塩尻北インター線（松本市大字空港東9010番1地先から県道松本平広域公園線との交差点までの区間に限る。）、県道大町明科線（一般国道147号との交差点から北安曇郡池田町大字池田4226番の1地先までの区間に限る。）、県道丸子東部インター線（一般国道18号との交差点から高速自動車国道関越自動車道上越線東部湯の丸インターチェンジまでの区間に限る。）、県道飯山妙高高原線、県道飯山斑尾新井線、県道東部望月線、県道新田松本線、県道有明大町線、東御市道工場団地1号線、東御市道加沢・グランド線、東御市道田中278号線又は東御市道田中281号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第127号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和元年7月29日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
社会医療法人抱生会 丸の内病院	松本市渚1-7-45	令和4年7月31日

医療推進課

長野県告示第128号

長野県森林政策課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年7月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 作業種類
公共測量（中部山岳計画区の空中写真撮影）
- 作業期間
平成31年4月24日から令和元年9月20日まで
- 作業地域

松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和元年7月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 土砂災害警戒区域の名称
大沢北部1、清泉地上、鶴部1、鶴部2ア、松川1、馬坂1、宮本1、宮本2、馬坂3ア、馬坂3イ、馬坂3ウ、古町東部、古町中部1、南方1、南方2、古町北部、新井南部2、新井南部3、弥久司、宮坂、北垣外2、滝の沢1、滝の沢2、滝の沢5、新井北部3、新井北部2、下垣外2、増野、桑園南部2、桑園北部3、福沢1、福沢2、福沢4、塩倉2、中山6、中山9、峠1、峠17、峠22、柄山4、柄山6、柄山8、中山17、中山22、中山23、中山28、中山29、中山30、長峰3、間沢1、間沢2、間沢6、寺沢1、中の村1、中の村2、中の村3、福沢5、原田2、大栢南、古町南部2、古町中部5、古町中部6、古町中部7、南方6、中山51、中山66、峠31、峠50、峠55、柄山19、中山80、中山96、中山103、中山105、長峰52、中の村4、塩倉21、中山112、中山113、峠57、峠58、峠59、峠60、峠61、峠62、部奈12、峠63、峠64、峠65、中山114、中山115、町谷3、町谷4、南方10
- 指定の区域
松川町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課